特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務						
	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護するためには、住民に関する正確な記載が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、みやこ町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。みやこ町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。						
②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認						
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。						
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※) 3. 住民基本台帳ネットワークシステムGWサーバ(MICJET住基GWサーバ) 4. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム 7. 申請管理システム 8. サービス検索・電子申請機能						
	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。						
2. 特定個人情報ファイル	名						
住民基本台帳ファイル、本人	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	1. 番号法 第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8 条(住民票の記載等)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)、第12条の4(本人等の 請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措 置)、第22条(転入届)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特 例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道 府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の 都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)						

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
		<選択肢>					
		1) 実施する					
①実施の有無	[実施する]	2) 実施しない					
		3) 未定					
	番号法第19条第8号及び同号	に基づく主務省令第2条の表					
②法令上の根拠	まれる項(1、2、3、5、7、11、 9、73、75、76、81、83、84 4、129、130、132、136、1 158、160、163、164、165	才長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含 13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、6、6、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、12 37、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、5、166)					
	【情報照会の根拠】 なし (住民基本台帳に関する事務に	こおいて情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)					
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	住民課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上	田960番地					
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	みやこ町役場 住民課 福岡県京都郡みやこ町勝山上 電話:0930-32-2510	田960番地					
9. 規則第9条第2項の適	Ħ	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、そ:] れぞれ重点項目	2) 基礎項 3) 基礎項	負目評価書 負目評価書及 <i>ひ</i> 負目評価書及ひ	『重点項目評価書 『全項目評価書 《ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通	じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ර]	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	」 を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	2) 十分で	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネ 	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[0]接続しない(入	.手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	」を入れている	

7. 特5	7. 特定個人情報の保管・消去							
	人情報の漏えい・滅 リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない								
	ミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
:	判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下の対応事項を徹底している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等するときは、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する。 ・住基ネット照会を行う際には、4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。						

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われる 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な侵 5) 不正な提供・移転が行わ 6) 情報提供ネットワークシス 7) 情報提供ネットワークシス	 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	ワードによる認証によって限定し	へのアクセスが可能な職員は、IDと静脈認証または指紋認証とパス しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アク いる。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なア ら。			

変更簡所

変更箇	HJT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月29日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作 成	市町村(特別区を含む。)(以下(市町村)という。)が住民を対象とする 行政を適切に行い、また、住民の正し、権利を保険するためには、市 町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければからない。 住民基本合権は、住民基本合権法(以下「住基法」という。)に基づ き、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する相信 及びその仕長たら始位を記録するを移動した。におり、おり、ため、住民間が各部を開発した。 し、七元、住民の利便を増進するとともに「対のの近代に「対処する し、も元、住民の利便を増進するとともに「対のの近代に「対処する し、住民に対る部務のを記録と正確から、一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一	事前	
令和3年10月29日	I 関連情報(1. 特定情報を取り扱う事務 ②システムの名称)	・既存住民基本台帳システム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・コンピニ交付システム ・MICJET住基のサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・学後述の「2 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	・既存住民基本台帳システム(以下既存住基システムという。) ・住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※) ・コンピニ交付システム ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET各号連携サーバ・中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素の方と、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事前	
令和3年10月29日	I 関連情報(3. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第31号)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民悪の記載率)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等第2条(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県内の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第5条(住民共の記載事項) ・第7条(住民票の記載等) ・第1条(在民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月29日	I 関連情報(4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠)	- 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民栗関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二(別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報]が含まれる頃、(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 850/22, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の頃) (別表第二における情報照会の根拠):なし、住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事前	
令和5年1月19日	I 関連情報 1. 特定情報を取り扱う事務 ②システムの名称	・既存住民基本台帳システム(以下既存住基システムという。) システムという。) ・は民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※) ・コンピニ交付システム ・MICJETは基のサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	・既存住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※)・住民基本台帳ネットワークシステムGWサーバ(MICJET任基GWサーバ)・統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)・中間サーバー・コンピニ交付システム・申請管理システム・サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事前	
令和5年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	令和3年9月30日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和3年9月30日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	令和1年5月31日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和1年5月31日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする 行政を通句に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市 町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本を輸任、任民基本を修成(以下「在基地」という。)に基づ き、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度 を見まなら転しを記録さる各種の金帳に関する制度を しまって、住民の利便を増進するとともに行政の近代にに対象する に関する事務の主記録を正確か、競一のにつかる場、市町村 において、住民の利便を増進するとともに行政の近代にに対象する ため、住民に関連の基礎となる中の名の。 また、住意法に基づいで住民基本台帳のネットワーク化を図り、全間 に対する事務の理の基礎となる中の名の。 また、住意法に基づいで住民基本台帳のネットワーク化を図り、全間 に対する事務の理の基礎となる。 また、住意法は、当ついて民民基本台帳のネットワーク化を図り、全間 に対する事務の理の基礎となまな情における特定の個人を譲別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号は」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民景を世帯ごとに編成し、任民基本台帳を作 ②転入風、転居屈、結正服、世帯、東戸屈等の周出又は課情と近今 ②転入風、転居のと記録を確保といの事務の囲と対は機能に基づく 住民房の記載、解除又は記載の修正 31住民条本台帳の正確な記録を確保とい意の報じまの問題 知る本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票のの目標 知り本人は同いの世帯に属する者の請求による住民票のの目標 20世民票の記載事項に変更があった際の都当市、刊申で対する通 知り本人は同いの世帯に属する者の請求による住民票のの目標を 20世民票の記載事項に変更があった際の都当府、知中に対する通 知り本人は同いの世帯に属する者の請求にもの情報 20世民票の記載事項に変更があった際の都当府、知中に対する通 別性民争のの請取りなりままが、はたは、まを目の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書	住民を対象とする行政を選切に行い、また、住民の正しい権利を保証するためには、住民に関する正確な記載が整備されなければならな住民基本を構法、住民基本を構法(以下任基法」という。に基づき、作成されるものであり、みやこの正おける住民の国地に関する制度及びその住民とる地位を記録するを暴の心候に関する事を入るといるであり、というには、住民に関する事をとといるであり、対している。 人民民間する事を必要の必要が、選挙と名等の登録・その他に見に関する事を必要の必要を決定した。 一般において、民民の居住財際のが監、選挙と名等の登録・その他に見に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基は、潜力いて任民基本を特のネットワークルを図り、全国共通のよみ確認システム(任基ネット)を都原原と共同して構築している。 みやの目は、住基法及び行政手続に対して関係を制定のよりを表しました。 の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で記り、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務であり扱う。 の規定に従い、政策の個人情報を以下の事務であり扱う。 の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で記録を従来するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を従来するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を従来するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を任保するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を任保するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を任保するための措置、3位民基本台帳の正確な記録を任保がある地で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	事後	字句の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	・既存住民基本台帳システム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※) ・住民基本台帳ネットワークシステムGWサーバ(MICJET住基GWサーバ) ・統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバー ・コンピニ交付システム ・申請管理システム ・サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)(※) 3. 住民基本台帳ネットワークシステムGWサーバ(MIGJET住基GWサーバ) 4. 統合宛名システム(MIGJET番号連携サーバ) 5. 中間サーバー 6. コンピニ交付システム 7. 申請管理システム 8. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	字句の変更
令和7年1月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報 ファイル(3)送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	字句の変更
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第7条(相定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第7条(個人番号カードの交付等)2住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第31号)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載等)・第第条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し、第2条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第24条(位民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第24条(10年間を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	1. 番号法 第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の 措置)、第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住 民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事 項)、第8条(住民票の記載等)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本今回の正確な記録を確保するための措置)、第22条(転入届)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	番号法等改正による変更
7和/年1月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	*番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報別が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、14、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166) 【情報照会の根拠】なし、住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事後	番号法等改正による変更
令和/年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和/年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場住民課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 0930-32-2510	みやこ町役場 住民課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2510	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
	Ⅱ リスク対策(7. 人手を介 在させる作業)		様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月28	Ⅱ リスク対策(11. 最も優先 度が高いと考えられる対策)	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更